に、「第四章の二　登録コンサルタント講習機関（第二十五条の四―第二十五条の十九）」を「第四章の三　指定筆記試験免除講習機関（第二十五条の二十―第二十五条の三十二）」を「第四章の四」に改める。

第一章の五を第一章の六とする。

第一章の四第一条の二の三十七中「とる」を「採る」に改める。

第一章の四を第一章の五とする。

第一章の三第一条の二の二十二中「とる」を「採る」に改める。

第一章の三を第一章の四とする。

第一章の二第一条の二中「労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。）」を「安衛則」に改め、同条を第一条の二の二の十六とし、第一条の二の二を第一条の二の二の十七とする。

第一条の二の三第一項中「第一条の二」を「第一条の二の二の十六」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第二項第四号中「第一条の二第一項」を「第一条の二の二の十六第一項」に改める。

第一条の二の五第四項中「修了の事実を証する証明書（以下「修了証」という。）」を「修了証」に改める。

第一条の二の九第一項中「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」を削る。

第一条の二の十及び第一条の二の十一中「とる」を「採る」に改める。

第一条の二の十二第一号中「第一条の二の二第一号」を「第一条の二の二の十七第一号」に改める。

第一条の二の十三第二項第一号中「第一条の二第一項」を「第一条の二の二の十六第一項」に改める。

第一章の二を第一章の三とし、第一章の次に次の一章を加える。

第一章の二　登録衛生工学衛生管理者講習機関

（登録）

第一条の二　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。）別表第四衛生工学衛生管理者免許の項第一号の登録（以下この章において単に「登録」という。）は、同号の衛生工学衛生管理者講習（以下この章において単に「衛生工学衛生管理者講習」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2　登録の申請をしようとする者は、登録衛生工学衛生管理者講習機関登録申請書（様式第一号）に次の書類を添えて、当該者が衛生工学衛生管理者講習を行おうとする場所を管轄する都道府県労働局長（以下この章において「所轄都道府県労働局長」という。）に提出しなければならない。

一　申請者が法人である場合は、その定款又は寄付行為及び登記事項証明書

二　申請者が個人である場合は、その住民票の写し（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し）

三　申請者が次条各号の規定に該当しないことを説明した書面

四　次の事項を記載した書面

イ　申請者が法人である場合は、その役員の氏名及び略歴

ロ　衛生工学衛生管理者講習の業務を管理する者の氏名及び略歴

ハ　衛生工学衛生管理者講習の講師の氏名、略歴及び担当する衛生工学衛生管理者講習の講習科目

ニ　申請者が衛生工学衛生管理者講習の業務以外の業務を行つているときは、その業務の種類及び概要

ホ　イからニまでに掲げるもののほか、第一条の二の二の二第一項各号の要件に適合していることを証する事項

（欠格条項）

第一条の二の二　次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一　法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二　第一条の二の二の十一の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三　法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

（登録基準）

第一条の二の二の二　都道府県労働局長は、第一条の二の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一　衛生工学衛生管理者講習が次に掲げる講習科目について、厚生労働大臣が定めるところにより行われるものであること。

イ　労働基準法

ロ　法及び法に基づく命令

ハ　労働衛生工学に関する知識

ニ　職業性疾病の管理に関する知識

ホ　労働生理に関する知識

二　衛生工学衛生管理者講師が、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

講習科目	条件
労働基準法並びに法及び法に基づく命令	一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。以下同じ。）又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において、法律に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上労務管理に関する業務に従事した経験を有するもの 二　都道府県労働局長が前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者
労働衛生工学に関する知識	一　学校教育法による大学又は高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む。以下第二十五条の六第一項第二号及び第二十五条の二十一第一項第四号を除き同じ。）において工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上労働衛生に関する実務又は研究に従事した経験を有するもの 二　都道府県労働局長が前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者
職業性疾病の管理に関する知識	一　学校教育法による大学又は旧専門学校令による専門学校において医学に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上労働衛生に関する実務又は研究に従事した経験を有するもの 二　都道府県労働局長が前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者
労働生理に関する知識	一　学校教育法による大学又は旧専門学校令による専門学校において医学に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上労働衛生に関する実務又は研究に従事した経験を有するもの 二　都道府県労働局長が前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

三　衛生工学衛生管理者講習の業務を管理する者が置かれていること。